

▷ 市・道民税のお知らせ ◁

65歳以上の方の、平成24年度市・道民税の公的年金からの仮徴収

○平成23年度の市・道民税を公的年金から特別徴収で納めた方

今年の2月に特別徴収した額と同額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収し、平成24年度の市・道民税が決定した後に、年税額から仮徴収した額を差し引いた残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
各月、前年度の2月と同額			各月、年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1		

○新たに市・道民税を公的年金から特別徴収で納める方

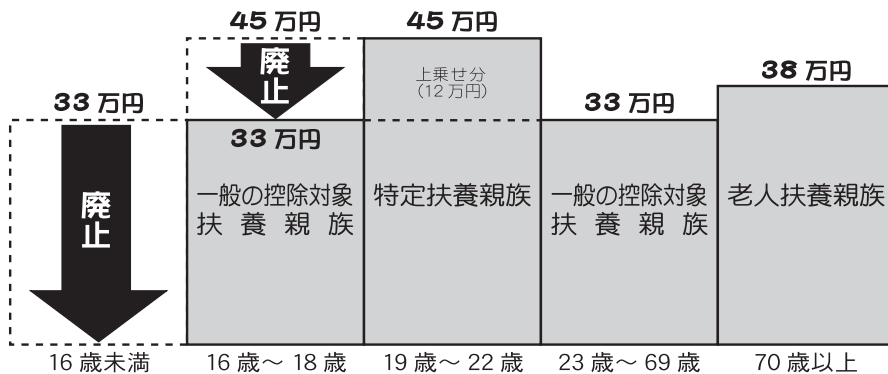
(平成23年度途中で税額変更等により特別徴収の対象とならなくなった方を含む)

年税額のうち、6・8月分を普通徴収(納付書・口座振替による納税)で納め、10・12月、翌年の2月に特別徴収します。

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
各月、年税額の4分の1		各月、年税額の6分の1		

市・道民税の扶養控除が変わります

平成22年度の税制改正で扶養控除の見直しが行われ、平成24年度の市・道民税(所得税は平成23年分)から適用になります。この見直しで、16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止となるほか、16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止となります。また、特定扶養親族の範囲が、16歳以上23歳未満から19歳以上23歳未満に変更となります。



年少扶養控除は廃止されますが、市・道民税の非課税限度額の算定に扶養親族の人数が必要なので、申告等の際には16歳未満の扶養親族の人数を申告する必要があります。

市・道民税の申告についてご注意ください

公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化のため、平成23年分から、その年中の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、その年分の所得税の確定申告書の提出は必要なくなりました。

しかし、市・道民税の計算に医療費や社会保険料、生命保険料などの控除を追加するためには、必ず市・道民税の申告が必要ですので、控除を追加する場合は、速やかに申告してください。

問合せ先 市税務課市民税係